

資料 3

【協議事項】

病床数適正化緊急支援事業に係る病床の削減について

1 病床数適正化緊急支援事業概要

「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。

(概要) 医療需要の変化を踏まえた病用数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。

(交付対象・交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診: 4,104 千円/床

※休床の場合は 2,052 千円/床

2 事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の解雇等様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

3 支給対象病床

- (1) 令和7年12月16日から令和9年3月末日までに削減を行う病床
- (2) 「病床数適正化支援事業に係る事業計画(活用意向調査)の提出について」により削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに削減を行った病床
- (3) 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」において、病床を削減予定と報告し、削減を行った病床

※支給対象外となる病床については、参考資料2「病床数適正化緊急支援事業実施要綱参照

4 留意事項

以下に該当する場合においては、医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合等において議論を行った上で削減を行うこと。

- (1) 都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する(無床診療所への変更を含む。)場合。
- (2) 令和9年3月31日時点において廃院する予定の場合
- (3) 現に患者が入院している病床を削減する場合
- (4) 病床数をあわせて100床以上削減をする場合
- (5) その他、都道府県において議論が必要と認める場合

【協議Ⅰ】**病床数適正化緊急支援事業に係る病床の削減について****Ⅰ 申請医療機関及び協議の必要性について****はるびゅうクリニック****【申請内容】**

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	協議の必要性
削減前	0	0	0	0	19	19	留意事項(Ⅰ) 都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合に該当するため協議が必要
削減後	0	0	0	0	0	0	

【支給対象病床数】

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	支給対象病床数
0	0	0	0	-19	-19	19

【削減（予定）日】

2026年10月

【県の意見】

本構想区域の現状として、急性期、慢性期は過剰、高度急性期、回復期が不足となっている。そのような中で、今回は休棟中の病床の削減であることから、本削減による地域医療提供体制への影響は大きくないものと考えるため、本事業の活用は適当と考える。

【協議事項】

はるびゅうクリニックの病床数適正化緊急支援事業に係る病床の削減について適当としてよろしいか。

曾於医師会立病院

【申請内容】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	協議の必要性
削減前	0	107	0	0	14	121	留意事項(5) その他、都道府県において議論が必要と認める場合に該当するため協議が必要
削減後	0	81	0	0	0	81	

【支給対象病床数】

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	支給対象病床数
0	-26	0	0	-14	-40	40

【削減（予定）日】

2027 年 3 月

【県の意見】

本構想区域の現状として、急性期、慢性期は過剰、高度急性期、回復期が不足となっている。そのような中で、当該医療機関は急性期と休棟中の病床の削減を予定しており、本削減による地域医療提供体制への影響は大きくないものとするため、本事業の活用は適当と考える。

【協議事項】

曾於医師会立病院の病床数適正化緊急支援事業に係る病床の削減について適当としてよろしいか。